

## 令和5年第8回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年8月4日(金)午後1時30分  
場 所 別府市役所 4F-1会議室  
招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一  
次 第 日程第1議事

### 報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

- (1) 農地法第3条の3の規定による届
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

### 報告第2号

農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について(合意解約)

### 出席委員7名

1番	久保 賢一	2番	後藤 利夫
3番	彌田 和好	4番	齊藤 孝一
5番	久恒 美千代	6番	星野 賢一
7番	小畑 義宏	※	番号は議席番号

出席職員 事務局長 吉田悠子 主査 吉岡千紘 主査 加藤満江

午後1時30分 開会

(事務局)只今より令和5年第8回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数は7名で、委員数7名に対し、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。それでは、会長よりお願いいたします。

(会長)皆さん、こんにちは。7月24日の臨時総会において、会長を拝命しました久保賢一でございます。よろしくお願いいたします。先程、農地利用最適化推進委員の委嘱をいたしました。今回が新しい体制になって最初の総会となります。当農業委員会は農業委員7名と推進委員7名の14名の少数精鋭でございますので、何事にも話し合っ、同じ方向を向いていきたいと思っています。農業委員会では、本年4月に農地法や農業経営基盤強化

法が改正されたことから、誰でも比較的簡単に農業に取り組めるようになりました。また、本年度から2年間をかけ、人農地プランの後継である地域計画を、天間、東山、内成、古賀原、堂面、大所の6地区で策定することが決まっております。もちろん、これは行政主導ではありますが、今後、地域計画に記載されることが、農業をするために大事になるようございますので、地域の農地を守るためにも、それぞれの地域でしっかり取り組む必要がございます。その他にも、市が「学校給食」や「食と観光」の取り組みなど、農業に力を入れているこの機会を、大事にしたいと思っております。課題は山積しておりますが、まずは、私たちが早く仲良くなり、一致団結して協議をする体制を作ることから始める所存でございますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。では、初めて顔を合わせる委員もいらっしゃいますので、各委員の氏名、年齢等簡単な自己紹介をお願いいたします。それでは、まず私から、久保賢一、72歳、天間で水稻を作っております。次に、2番委員から順番に、引き続き推進委員の自己紹介をお願いします。

(2番委員)後藤利夫、66 歳でございます。内成で稲を作っております。米作りも大変ですが、皆さんと協力してやっていくつもりです。よろしくお願いいたします。

(3番委員)彌田和好、64 歳です。野菜農家で、40 年近くやっております。よろしくお願いいたします。

(4番委員)久恒美千代と申します。経験不足でわからない事ばかりですが、推進委員さんと一緒に、協力してやっていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

(5番委員)会長職務代理を拝命いたしました、城島の齊藤孝一と申します。67 歳です。皆さんと協力しながら、会長を補佐し、別府市の農地の番人としてやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(6番委員)星野賢一、53歳です。古賀原でかぼすの栽培をやっております。また加工もやっておりますので、いろんな形で、農地の件、農業の件、いろんな形でやっていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

(7番委員)小畑義宏、58 歳です。2 期目になります。主に内竈で米を作っています。よろしくお願いいたします。

(会長)ありがとうございます。続きまして、推進委員の方がた、自己紹介をお願いします。

(中部地区)佐藤進蔵 67 歳です。堀田で花や施設野菜を作っています。今後の農業をどうやったらいいかを考えながら、皆さんと一緒にやっていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(朝日地区)本日、推進委員を拝命しました、湯山の伊藤と申します。今回初めてでございますので、皆様に教えていただきながら、推進委員の役目をはたしてまいります。よろしくお願いいたします。

(東山2区)大野泰徳です。東山パレット並びに東山地区集落協定の代表をしております。いろいろな課題がございますが何とか解決していきたいと思っておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

(内成地区)園田喜久男です。内成で田んぼを6反作っています。後継者不足は深刻ですが、何とか頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(亀川地区)恒松はつみと申します。農業は家族と一緒にやっています。よろしくお願いいたします。

(浜脇地区)安部憲次です。古賀原で野菜を作っています。76歳です。よろしくお願いいたします。

(議長)ありがとうございます。それでは、議事にはいります。本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(各委員)異議なし

(議長)ご異議がないようでありますので、2番後藤利夫委員、3番彌田和好委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。議案につきましては、事前に皆さんにお送りいたしますので、審議事項以外の部分につきましては、説明を省略し、ご質問等がありましたらお受けしているのですが、本日は、改選後初めての総会でございますので、まずは事務局から簡単に農地法の説明をお願いいたします。

(議長)それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局)1 ページの総会次第をお開き下さい。農地法等の詳細は9月1日の総会時にまた皆さんにお集まりいただき、研修会を開催いたしますが、本日は、今回の条文のみ簡単にご説明いたします。議事の報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による先決事項の報告について」です。「(1)農地法3条の3の規定による届」は、農地法3条は農地を農地として相続する場合なのですが、同法3条の3は、相続などで農地を相続した場合に農業委員会に届け出が出されたものです。「(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転

用」は市街化区域の自分の農地を、農地以外の用途に使用する届け出です。「(3)農地法第5条第1項第6号の規定による届」は、市街化区域の他人の農地を農地以外の用途に使用するため、売買や賃貸借等の届け出です。「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について」は農地等の賃貸借について合意による解約や、賃貸借による更新をしない旨の通知が行われ、賃貸借の契約解除が成立した届け出です。

(議長)事務局の説明がおわりました。それでは、報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)から(3)について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし

(議長)特にご質問等もないようであります。報告第1号につきましては報告事項でありますので、ご了承ください。次に報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約受理について」何かご質問等があればお受けいたします。

(各委員)特になし

(議長)特にご質問等もないようであります。報告第2号につきましても報告事項でありますので、ご了承ください。以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

午後2時30分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議 長 \_\_\_\_\_ 会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_ 2 番 委 員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_ 3 番 委 員 \_\_\_\_\_